

保護者の皆様

熱中症特別警戒情報発表時の対応と下校時の熱中症対策について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

今年度より新規創設されました熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）にかかる対応と下校時の熱中症対策について、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 熱中症特別警戒情報とは

過去に例のない危険な暑さとなり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康にかかる重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。（熱中症特別警戒情報に関するワーキング・グループ等における検漏結果の概要より）

2 熱中症特別警戒情報の発表基準

次の場合、前日午後2時頃に、滋賀県で熱中症特別警戒情報が発表されます。

- (1) 滋賀県内において、全ての暑さ指数観測地点における、翌日の暑さ指数の最高値が35に達すると予測される場合（非常事態）

※過去、国内において都道府県下の全ての観測地において35に達した事例なし。

※近隣の観測地である大津の過去5年間における最高値は33（令和4年8月2日）。

- (2) 暑さ指数が35に達しない場合であっても、熱中症により健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合。

3 熱中症特別警戒情報発表時の対応

命を守ることを最優先とし、発表された翌日を**原則臨時休校**とします。

4 下校時の熱中症対策について（熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず）

下校時は、適宜水分補給や休憩を取るなど、無理のない下校を心掛ける、また、運動等を行った後は、十分にクールダウンをするなど、体調を整えたいうえで下校するように、指導します。しかしながら、暑さ指数の実測値31以上の場合は、気象状況等を総合的に考慮し、下校時刻を遅らせること等の対応をとる場合があります。

5 その他

熱中症特別警戒情報発表時により臨時休校になったり、熱中症リスクから下校時刻を遅らせたりする等の場合は、学校から保護者へメール等にて連絡します。